

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できるサービス

●利用できる主な宮古市の行政サービス

(令和8年8月更新)

【パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談ができるもの】

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
税証明の交付	所得課税証明書、納税証明書の申請、受領 ※委任状が必要	税務課 (0193-68-9071)
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳(名寄帳)の写しの申請、受領 ※納税通知書等の持参及び納税者本人の承諾が必要	税務課 (0193-68-9073)
固定資産税の納付書の再発行	納付書の再発行 ※納税通知書等の持参及び納税者本人の承諾が必要	
固定資産税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応 ※納税通知書等の持参及び納税者本人の承諾が必要	
軽自動車税(種別割)の申告手続き	申告兼標識交付申請 (原動機付自転車・小型特殊自動車) 廃車申告兼標識返納 (原動機付自転車・小型特殊自動車) ※個別の条件を満たす必要あり	税務課 (0193-68-9071)
罹災証明書の申請(火災以外の自然災害)	罹災証明書の申請、受領 ※罹災者本人からの委任状が必要	
り災証明書の申請(火災に起因するもの)	り災証明書の申請、受領 ※り災者本人からの委任状が必要	宮古消防署 (0193-62-5533)
救急搬送証明書の申請	救急搬送証明書の申請、受領 ※傷病者本人からの委任状が必要	宮古消防署 (0193-62-5533)
広報みやこ「HAPPY BIRTHDAY」への掲載	2歳以下の子どもの誕生日	秘書広報課 (0193-68-9065)
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる	総合窓口課 (0193-68-9077)
合葬墓利用(宮古市墓園)	個人での墓碑の建立や管理及び継承の心配がなく、一つの大きなお墓(合葬墓)に多くの方の焼骨を埋葬することができる。利用できる方は、市内に住民登録か本籍を有している方(満65歳以上であれば生前予約ができる) ※祭祀者がパートナーであればパートナーシップ宣言受領証の提示	くらし安全課 (0193-68-9078)

【パートナー（及びファミリーシップを宣誓した方）を家族とみなして制度が適用】

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談 ※来庁者自身の本人確認ができることが必要 ※パートナーシップ宣言受領証の提示	税務課 (0193-68-9074)
教育・保育給付認定申請 (許可保育所入所申込含)	教育・保育給付認定及び保育の提供についてパートナーの子の保護者として申請 ※パートナーシップ宣言受領証の提示	こども家庭センター (0193-68-9088)
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	施設型給付を受けない幼稚園の保育料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化について、パートナーの子の保護者として申請 ※パートナーシップ宣言受領証の提示	
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領 ※本人の承諾が必要	こども家庭センター (0193-68-9121)
要介護認定の申請・取下げ	家族による申請と同様に、要介護認定の申請・取り下げができる	介護保険課 (0193-68-9085)
介護保険被保険者証等の再交付申請	家族による申請と同様に、再交付の申請ができる	
やさしい住まいづくり推進事業の申請	給付対象である要介護高齢者の親族と同様に、申請できる	介護保険課 (0193-68-9126)
福祉訪問理美容助成金の申請	給付対象である要介護高齢者の家族と同様に、申請できる	
ねたきり老人等介護用品給付申請	給付対象である介護者として、給付の申請ができる	
宮古市移住支援金	交付要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、個々の状況次第によって同一世帯として適用される ※支援対象者の要件あり	企業立地港湾課 (0193-65-7072) 交流推進課 (0193-65-8623)
市営住宅の入居	市営住宅への入居ができる	都市整備課 (0193-68-9107)
定住化促進住宅の入居	定住化促進住宅への入居ができる	

※ 制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。

※ 基本的に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のご利用の有無にかかわらず、サービスが受けられますが、確認のために受領証等の提示をお願いすることがあります。（手続きがスムーズになることがあります。）

※ 詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載のないサービスについても、状況によりご利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。